

令和2年 第1回臨時会

# 高山村議会会議録

令和2年1月9日 開会

令和2年1月9日 閉会

高山村議会

## 令和2年第1回高山村議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (1月9日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○陳情書について	13
○日程の追加	14
○付託陳情書審査結果報告	14
○閉会の宣告	17
○署名議員	19

## 令和2年第1回高山村議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和2年1月9日（木）午前11時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 発委第 1号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 1号 高山村認可地縁団体印鑑条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 防災・減災省エネルギー設備導入事業高山村保健福祉センター省エネルギー設備設置工事の請負契約について
- 日程第 6 議案第 3号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 7 陳情書について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（10名）

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
3番	林和一君	4番	後藤肇君
5番	野上富士夫君	6番	山口英司君
7番	平形眞喜夫君	8番	奈良哲男君
9番	小林進君	10番	林昌枝君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	飯塚哲也君
教育長	山口廣君	総務課長	平形郁雄君

會計管理者兼 稅務會計課長	佐藤章彦君	住民課長	飯塚優一郎君
保健みらい長	林隆文君	農林課長	星野茂樹君
建設課長	飯塚欣也君	地域振興課長	割田眞君
教育課長	割田信一君		

---

事務局職員出席者

議会議務局長	後藤好	書記	林大生
--------	-----	----	-----

開会 午前11時10分

◎開会の宣告

- 議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、まことにご苦労さまです。  
ただいまから令和2年第1回高山村議会臨時会を開催します。
- 

◎村長挨拶

- 議長（林 昌枝君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いいたします。  
村長。

- 村長（後藤幸三君） こんにちは。

正月に入りまして、第1回の高山村議会開催に、臨時会にお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。本日は、議会運営委員会、全協そして本会議と大変なスケジュールの中で、皆さん方には大変ご迷惑をおかけいたします。

本日の議案でありますけれども、（第1号）としてですね、地縁団体における印鑑条例の制定。そして、保健みらい課関係のセンター省エネの整備事業。そして、台風19号における予算措置ということをお願いいたします。

皆さん方には、この本日の議題に対しましてご理解をいただくようよろしく願いいたします。

---

◎開議の宣告

- 議長（林 昌枝君） 本日の会議を開きます。  
直ちに日程に入ります。
-

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 昌枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番、後藤肇議員及び5番、野上富士夫議員を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（林 昌枝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

---

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第3、発委第1号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

総務委員長、林議員。

○総務文教常任委員長（林 和一君） 発委第1号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、趣旨説明を申し上げます。

議員報酬の引き上げ改定の問題は、一斉改選の前からも検討はされていましたが、具体化には至らず経過してまいりました。今般、具体的に検討したらいかかという機運が高まり、総務文教常任委員会としてこの問題に対応すべきとの状況に至りました。そこで、総務文教常任委員会では、議員報酬のあり方について、慎重に検討を行いました。

最近では、世の中の動きとして、同一職種、同一賃金の考え方が広まっており、本村でも従来からの嘱託職員も確たる身分保障をされる条例制定もなされましたし、種々各方面にお

いて、身分保障というか、労働者に対する処遇のあり方が変化してきております。

さて、私ども議員といたしましても、議会活動や議員活動におきましては、多方面に積極的な取り組みが行われており、多くの発言や提案、議会全員協議会の定例開催、議会運営の新しい取り組みにも動いており、議会改革に向けても相当な議論を交わしながら、議員としても多忙な状況が見られます。また、村民の一部ではあっても、充実してきているとの評価も耳にするようになりました。議員報酬の改定に当たり、今回の改正条例の提出にあつては、議会の自主的な判断において提案するものでありますが、その中にあつてもやはり類似団体等の金額を参考にしながら検討しつつ、具体的な検討内容の一点といたしましては、現在全国的な話題として昨今、議員のなり手不足が報じられている中、第一に幅広い層からの議員のなり手を求めたいとの考えもあり、議員としての基本的な部分を充実し、少しでも処遇改善に寄与すべきという観点から検討されました。

平成8年4月の改定における議員報酬は16万8,000円となりましたが、以後、数度の改定が行われる中で、社会情勢を考慮しながら検討されてきたものとは思いますが、24年間この額を上回ることなく経過してまいりました。具体的な引き上げ額の算定におきましては、町村長の給料月額に対する比較を1手法といたしました。町村長の給料月額に対する議員報酬の率は、県下平均で30.6%となっている中であつて、高山村では26.0%であり、下位から2番目の状況にあります。

今回の、改定額の算定に当たっては、平成8年4月当時の報酬額を回復するとともに、もう少し希望の持てるものにしようとして検討され、対首長との兼ね合いを考慮する中で、議員報酬の相応な額として18万円とすることといたしました。対首長との比率では29.0%となります。また、現行の議員報酬に比較して、金額で1万9,000円、率にして11.8%となります。特に、今回の改定に当たっては、全職種において一律1万9,000円を引き上げるものとしていたしました。

施行期日は、令和2年4月1日とするものであります。村民の多くの負託に応え、さらに充実した活動に取り組む気構えでありますし、委員会として全会一致でその対価として報酬の引き上げは、妥当なものであろうとの結論に至りました。議会として、村民の理解を得るための説明責任を果たしながら、活動、村づくりに寄与し、しっかりとした議会活動並びに議員活動に取り組むことを表明し、議員報酬の改正条例の委員会発議に当たっての趣旨説明といたします。議員全員のご賛同をいただきたく、お願い申し上げます。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、発委第1号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第4、議案第1号 高山村認可地縁団体印鑑条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第1号 高山村認可地縁団体印鑑条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本条例にございます地縁団体、いわゆる高山村の場合でいいますと、各行政区等がこれに当たるものとなります。この地縁団体が、所有する不動産を処分し、所有権移転登記を行う際などには、村長の認可を受けた地縁団体の代表者の印鑑登録証明書が必要となるものでございます。印鑑登録は、必要に応じて登録を行っていただくこととなるわけですが、本条例は認可地縁団体の代表者等にかかわる印鑑の登録及び証明について、必要な事項を定めるものでございます。

内容の詳細につきましては、総務課長より説明いたします。慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） お世話になります。議案第1号 高山村認可地縁団体印鑑条例の制定について補足説明をさせていただきます。

先ほど、全員協議会の中でもご説明いたしましたように、地縁団体につきましては、定義といたしまして、町または字の区域その他市町村内の既定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体、をいうもので、本村でいいますと村長説明のとおり行政区等がこれに当たります。また、認可地縁団体とは、平成3年に地方自治法が改正され、一定の手続きにより地縁団体が法人格を取得することにより、認可地縁団体として団体名で不動産の登記ができるようになりました。認可につきましては、村長の認可が必要となります。

それでは、条例の内容でございますけども、第1条につきましては、地方自治法の規定による本条例制定の趣旨についての条文となっております。

第2条では、登録を受けることができる者についての規定となります。

第3条では、印鑑登録についての規定となります。1団体1個の印鑑とし、第2項では登録できない者の規定となっております。

第4条では、登録申請は高山村印鑑条例に基づく個人の印鑑により申請するという規定となっております。

第5条では、登録事項について。

第6条では、登録証明証について。

第7条では、証明の交付申請について。

第8条につきましては、登録の廃止。

第9条では、代理人の申請について。

第10条では、修正。

第11条では、登録の抹消。

第12条では、閲覧の禁止事項についてそれぞれ規定されてございます。

第13条では、登録または証明の順位ないし調査等ができる規定がされてございます。

第14条では、高山村行政手続条例の適用除外について。第2章申請に対する処分、第3章では不利益処分についてそれぞれ規定は適用しないという規定となっております。

なお、この条例の施行につきましては交付日から施行するというところでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 1点だけ、ちょっとお伺いさせていただきます。

さっき、説明の中で行政区の公民館等というお話があったんですけども、そのほかにも適用できる範囲があれば教えていただきたいんですけども。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） この、印鑑登録証明書が必要な者といたしまして、例えば公民館の敷地、これにつきまして借地をしているものを登記手続を行って、自分の所有にする等々のことが考えられると思います。その場合には、印鑑登録証明書が必要となるということで、この条例の制定が必要ということで、そういった今後のことを踏まえまして条例の制定をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 高山村認可地縁団体印鑑条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第5、議案第2号 防災・減災省エネルギー設備導入事業高山村保健福祉センター省エネルギー設備設置工事の請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第2号 高山村保健福祉センター省エネルギー設備設置工事の請

負契約について、提案理由の説明を申し上げます。

当センターは、平成12年度供用開始から20年が経過し、施設の老朽化も進み、毎年空調設備等に不具合が生じていることから、昨年10月の臨時会において防災・減災省エネルギー設備導入事業として可決していただいた事業の請負契約をお願いするものであります。

この事業は、環境省の国庫補助金を導入して令和元年度及び令和2年度の2カ年で継続費として実施するものであります。今回、議決をお願いする保健福祉センター省エネルギー設備設置工事は、豊富な経験及び高い専門知識を有する事業者から提案を広く公募する必要があるため、公募型プロポーザルにより選定したグループ代表の角田電気工事株式会社と請負契約を、税込みで3億5,508万円で結びたいと思います。つきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、地方自治法第96条第1項第5項により議会の議決を求めるものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

5番、野上議員。

○5番（野上富士夫君） 保健福祉センターの、省エネルギーの設備設置工事については、予算措置の時に賛成討論をさせていただきましたけれども、今回は、請負議決ということでございます。

建物をつくりまして20年が経過し、諸々のものが耐用年数が来ていると。いずれは、全て自己負担であっても更新をしていかなければならない事業でございます。また、近年の地球温暖化に対する防災・減災省エネルギー設備等ということでも有利な起債が使える、あるいは国の補助金が付くということで村費負担は相当なわずかな額でこの事業は実施できると。

この施設については、1階が学童保育等あるいは保育所、2階は保健センターとデイサービスセンターということで、1階の保育所とその南側にある幼稚園では幼保連携教育、これは県下でも連携がうまくいっている例でございますし、これだけの複合施設で先進的な施設であり高山村にあってはなくてはならない施設でありますので、同じ更新をするのであれば有利な制度を使つての更新ということで、この請負議決につきましては賛意を示しまして賛成討論といたします。

○議長（林 昌枝君） ありがとうございます。

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 防災・減災省エネルギー設備導入事業高山村保健福祉センター省エネルギー設備設置工事の請負契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第6、議案第3号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第3号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,743万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を36億5,360万1,000円とするものでございます。補正予算の概要でございますが、村制施行130周年記念事業として計画しております村史編纂の事業におきまして、当初の予定では編纂委員会の立ち上げを中心に考えており、具体的な編纂作業につきましては令和2年度から複数年をかけて作成していくことを考えていたところでございます。しかしながら、確固とした基本方針に基づく編纂計画の策定を考えた場合、編纂委員会各位に対し、本事業の企画、編集、構成等、刊行計画をよりご理解いただくため一部事業の前倒しをお願いし進めてまいりたいと考えた所存でございます。

編纂委員会を初め、関係各位の思いと情熱が注がれ、多くの読者の期待が集まるものと思っており、その思いを1冊の本の形に結実させていきたいと考え、本補正をお願いするもの

でございます。

また、災害復旧におきましても6月の集中豪雨及び台風19号の大雨被害により東五領地区に甚大な被害を及ぼした道路排水の構造物の改良工事を予定するとともに、林道災害復旧では北山本線において5カ所、火の口線におきまして1カ所の復旧工事を予定しておるところでございます。なお、本補正に不足する財源につきましては、留保財源としてあります普通交付税を充当するものでございます。

補正予算の詳細な内容につきましては総務課長より説明いたします。慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 議案第3号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第8号）について補足の説明をさせていただきます。

補正予算書、第1条では歳入歳出予算の補正となります。

第2条では継続費の補正となり、第3条では繰越明許の補正となります。

内容につきましては、議案書4ページでご説明を申し上げます。

第2表では、継続費の補正でございます。村史編纂業務につきまして、今年度から令和4年度までの4年間の継続事業で実施をお願いするものでございます。

第3表では、繰越明許の補正となります。土木費において橋梁長寿命化事業、災害復旧費において土木及び林道のそれぞれ災害復旧に要する事業費につきまして、繰り越しをお願いするものでございます。

予算書8ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入につきまして、11款1項1目地方交付税では本補正の財源不足を補うため普通交付税の増額をお願いするものでございます。

16款県支出金、2項5目農林水産業費県補助金では、「野菜大国・ぐんま」総合対策補助金を、また林道施設災害復旧費補助金をそれぞれ増額をお願いするものでございます。

21款諸収入、4項1目雑入では、高山運輸倉庫から台風19号の被害に対する義援金について増額をお願いするものでございます。

次に、9ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございます。

2款総務費、1項1目一般管理費では、村史編纂事業において継続費でお願いする令和元年度分につきましての増額をお願いするものでございます。編纂作業に入る前に準備費用と

しての増額となります。

次に、庁舎管理事業におきまして、軽乗用車の寄贈により、自動車重量税に不足が生じるため、11節需用費から不足分を振り替えるものとなります。

次に、6款農林水産業費1項3目農林振興費では、「野菜大国・ぐんま」総合対策事業において枝豆収穫機の購入費に対する補助金となります。5目農地費では、農地をよくする共同事業において台風19号により被災した田んぼの取り入れ施設の修繕費に不足が予測されることから増額をお願いするものでございます。

10ページをごらんいただきます。

8款土木費、2項2目道路維持費及び3目道路新設改良費では、6月及び10月の被害による復旧事業費の予算の組みかえをお願いするものでございます。

4項3目住宅施策費では、住宅リフォーム補助金事業に不足が生じたことによる増額をお願いするものでございます。

次に、10款教育費、5項1目給食センター運営費では、臨時職員等賃金に不足が生じるための増額を補正をお願いするものでございます。

11ページをごらんいただきます。

11款災害復旧費、2項2目林業施設災害復旧費では、林道北山本線及び火の口線の災害復旧工事に伴う増額補正をお願いするものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） ありがとうございます。

これから質疑を行います。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 10ページ、10款教育費の中で給食センター運営事業の人件費という関係で、賃金の増額がございまして。内容の説明をいただきたいと思っております。

○議長（林 昌枝君） 教育課長。

○教育課長（割田信一君） お世話になります。

林議員から、給食センター運営事業における臨時職員等の賃金の増額の補正についての説明を求められましたのでご答弁を申し上げます。

今年度の当初予算において、給食センターの調理員については正規職員を1名分計上しておりましたが、人事異動により正規職員が中学校に異動したため、6月補正によりこの給食センターの正規職員分の人件費を減額して、中学校の人件費を増額いたしました。本来なら

ば、その際に減少した給食センターの調理員の人工分の人件費を増額するべきでありましたが、その際に増額をしなかったため、今回大変申しわけありませんが、臨時職員、パートタイム労働者分の賃金を増額するようお願いするものでございます。

ちなみとなりますが、今年度の当初予算では、正規職員と臨時職員に係る人件費の総額で1,549万9,000円でしたが、今回の増額補正をお願いする賃金分を加えましても、補正後の額は正規職員の減などにより予算額は893万円となるものでございます。補正するタイミングがおくれまして大変申しわけありません。おわび申し上げまして、よろしく願いしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎陳情書について

○議長（林 昌枝君） 日程第7、陳情書についてを議題とします。

本日までに受理した陳情書はお手元に配りました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

暫時休憩といたします。

再開時間は追って連絡をいたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前 11 時 57 分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

---

◎日程の追加

○議長（林 昌枝君） お諮りします。ただいま農林建設常任委員長から付託陳情書の審査の結果が報告されます。これを日程に追加し、追加日程として議題といたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、付託陳情書結果報告を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

---

◎付託陳情書審査結果報告

○議長（林 昌枝君） 追加日程第 1、付託陳情書審査結果報告を議題とします。

農林建設常任委員会へ審査を付託した陳情第 2 号 上毛カントリー倶楽部で計画中の太陽光（メガソーラー）発電所設置に関する陳情について審査結果の報告を求めます。

農林建設委員長、佐藤議員。

○農林建設常任委員長（佐藤晴夫君） それでは、ただいまより審査結果の報告をさせていただきます。

上毛森林カントリー倶楽部で計画中の太陽光（メガソーラー）発電所設置に関する陳情書の審査結果報告。

令和 2 年第 1 回高山村議会臨時会。

令和 2 年 1 月 9 日報告。

農林建設常任委員長、佐藤晴夫。

農林建設常任委員会に審査を付託された、陳情第2号、第12区長、大谷幸雄様から提出された上毛カントリー倶楽部で計画中の太陽光（メガソーラー）発電所設置に関する陳情書について審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

本陳情書は、上毛カントリー倶楽部で計画中の太陽光発電所設置を認めないよう求めるもので、賛同する近隣地域住民192名の署名が添えられています。

設置に反対する理由として、最近では何年に一度の大雨という表現をしばしば耳にするように、予想をはるかに超えた大雨による洪水が危惧されることや、施設撤去後の土地利用が不透明でそのまま放置されることへの不安などを挙げております。さらに、地元住民の雇用も期待できず、村の景観も大きく損なうなどデメリットのほうが多いとしています。

当該施設は、高山村の南の玄関口に当たる南山の北斜面に、面積75.2ヘクタールの区域に発電量29.3メガワットの太陽光発電設備の設置が計画されているものです。施設が設置された場合、村へ納付される固定資産税、20年間で約11億円と見込まれますが、地方交付税は約8億円が減額になると推計されます。審査の中でも、想定を超える降雨時の河川の増水を心配する意見が出されました。それらを踏まえ、総合的に勘案した結果、村の施策として来村者あるいは関係人口をふやそうと、観光交流館の建設も予定されており、多くの来村者の玄関口となる場所の景観は何ものにもかえがたいものでございます。災害のリスクもぬぐい切れないことから全会一致で採択を決定いたしました。議員全員の賛同をお願い申し上げます、付託陳情書の審査結果報告といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

5番、野上議員。

○5番（野上富士夫君） 梅沢の区長さんから、メガソーラー設置に対する反対の陳情書が高山村議会に提出されまして、ただいま農建委員長の報告で、農建委員会では全会一致でこの陳情書については採択という結果報告がございました。

議会に提出された陳情書について、村長に質問することは、これは的外れでありいかななものかと思えますけれども、そのことは重々承知の上で、あえて質問をさせていただきます。

先ほど言われた上毛カントリー倶楽部でメガソーラーの設置を予定しているところは、小野子山の山麓、たかやま高原牧場のすぐ下で上毛カントリー倶楽部が現在ゴルフ場として運営をしている場所でございますけれども、プラネット周辺からながめる小野子山、あるいはその山麓、あるいは北側には中山の盆地が一望できる、その向こうには雪をかぶった谷川岳、その景観は大変すばらしいものであり、この景観は村の財産であり、村民の誇りでもあるわ

けでございませう。また、高山を訪れてあそこを通りかかった人に言わせませうと、この景観はユートピアであると、あるいは東洋のスイスであると言う人もおられます。それほどすばらしい景観に、ゴルフ場の事情がいろいろあろうかと思ひますけれども、そこにメガソーラーを設置するということは、それに賛同する村民はほとんどいないのではないかと思ひます。

11月の初めに、他県から高山村に赴任した人が、私のところに電話をかけてきまして、私の知っている人は県外から高山に転入してきたけれども、それは高山の自然が豊富であり景観がすばらしいということで転入してきたと。その景観の一番すばらしい中心地でもある上毛ゴルフ場にメガソーラーを設置するようなところでは、もう高山村にいるのは耐えられないから転出する人が何人もいるというような電話をいただきました。そういった面から考えませうと、確かに、開発が必要であるか知りませうけれども、5ヘクタールを超える開発については県の大規模開発の認可が必要だと思ひます。それには村長の同意書をつけなければならないということになっておりますけれども、今までの村の基本的なスタイルにつきませうは、地元の意向が村の意向ということで諸々の開発を進めてきたわけでございます。この案件につきませうも、200人弱の署名が添付されて反対陳情がたまひまして、議会でもこの後採決で、恐らく全会一致で委員長報告のとおりの結果になろうかと思ひます。その点につきませうて、村の意向、要するに村長の意向をお聞かせいただければと思ひますのでよろしくお願ひします。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま、野上議員からるる説明がございませうました。

私のスタンスとしては、最初に申し上げますけれども、梅沢住民の、地域の人の192名の意見を尊重したいと思ひております。私のところにも、かつてニュージーランドから私の友達が高山にたまひました。おかみさんと子供2人連れてです。その際に、わらび荘があつたあのあたりからの景観はとてもすばらしいと、そういう意見を聞いております。この先生は共愛学園の英語の先生をしていませうましたけれども、現在は国に帰つて生活をしております。

そういうことで、私のスタンスはそうであります。考えてみれば、最近温暖化ということで気温が上昇しております。そのため、やっぱり蒸発して空へ上る蒸気もH<sub>2</sub>Oも異常な量になるということであり、それは必ずいつかはまた地上に降りてくるわけですから、災害がどこで発生するかわかりませうせん。牧場の下の道を行きませうと泥がいつぱいたまひて通行できないような状態のところもありませうました。ですから、この災害に対しても景観に対しても、村の財産でありますから、これはキープしていかなければいけないというふうには私は考えてお

ります。

大切な里山の風景は一度破壊されれば、なかなかもとに戻るといことはございません。景観を守るといことについても、それは我々の使命であると考えております。しっかりと反対をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第2号 上毛カントリー倶楽部で計画中の太陽光（メガソーラー）発電所設置に関する陳情について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（林 昌枝君） これで本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和2年第1回高山村議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 零時 11分